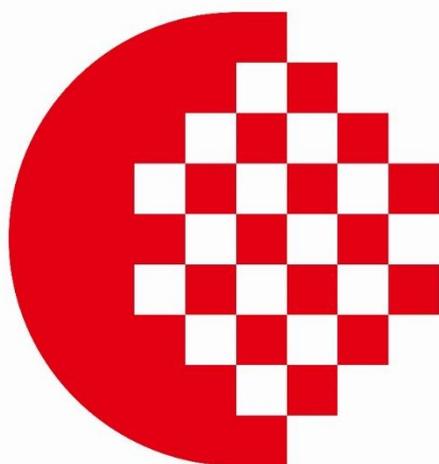


令和2年度第3次補正予算 文化芸術振興費補助金

文化資源活用推進事業

募集案内



文化庁

【応募書類の提出期間】

令和3年2月9日（火）～令和3年2月24日（水） **（12時必着）**

令和3年2月

文化庁地域文化創生本部 暮らしの文化・アートグループ

目次

I. 事業概要	1
1. 事業の趣旨・目的	1
2. 補助金交付の対象となる事業期間	1
3. 補助事業者（補助の対象となる者）	1
4. 補助対象事業	1
5. 「文化資源活用推進事業 実施計画」の策定	3
6. 補助金の内容	4
II. 応募方法	7
1. 応募書類の提出期間	7
2. 提出書類等	7
3. 応募書類の作成及び提出に当たっての留意点	8
4. 他の補助金との重複	11
III. 文化プログラムへの参画について	12
1. 認証プログラム	12
2. 文化情報プラットフォーム（ポータルサイト Culture NIPPON）	13
IV. 審査及び審査後の手続等	15
1. 審査について	15
2. 審査後の手続について	16
V. 事業実施に当たっての留意点	17
1. 実施計画の変更	17
2. 事業の報告	17
3. 関係書類の保管	17
4. 完了検査等	17
5. 事業名称の明記	18
6. 文化庁からの補助金の適正な使用について	18
VI. 補助金交付までの流れ	19
VII. 各種様式	21
VIII. 記載例	33
IX. Q & A	44
X. 事業に関する問合せ及び相談先	51

本事業は、令和2年度第3次補正予算を財源として実施するものです。

本募集案内の内容については、新型コロナウイルス感染症その他の状況により変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

また、内容の変更等の際し、応募書類の再提出や関係書類・資料の追加提出を求める場合がありますので御了承願います。

I. 事業概要

1. 事業の趣旨・目的

各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進するプロジェクトに対して支援し、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、「文化芸術立国」の基盤強化、文化による「国家ブランディング」の強化を図ります。

2. 補助金交付の対象となる事業期間

令和3年4月1日（又は令和3年4月2日以降の交付決定の通知による日）から令和4年3月31日まで

3. 補助事業者（補助の対象となる者）

地方公共団体（都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。))

4. 補助対象事業

「日本博」の開催を契機として、地域住民や芸・産学官とともに取り組む、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業であり、かつ「インバウンド需要回復」と「国内観光需要の喚起」の双方に資するもの。

【取組例】

- ・ 地域の音楽・舞踊・演劇の公演やワークショップ
- ・ メディア芸術や障害者芸術、地域の文化芸術資源を活用した現代アートなどの展示
- ・ 芸術祭・音楽祭・演劇祭・映画祭・写真展・美術展など
- ・ 能楽・文楽・歌舞伎等の伝統芸能の公演
- ・ 茶道や華道、食文化などの生活文化の体験

【「日本博」について】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「文化プログラム」の中核的事業として、文化庁が中心となって、関係府省庁、地方公共団体、民間団体等と連携しつつ、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・巡回する大型国家プロジェクト。

- ・ 「日本博」公式サイト：<https://japanculturalexpo.bunka.go.jp/>
- ・ 文化庁HP：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/nihonhaku/index.html>
- ・ 「日本博」総合推進会議HP：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nihonhaku/>

【「バーチャル博」へのご協力をお願い】

「日本博」では、今後のインバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、「文化芸術立国」の基盤強化、文化による「国家ブランディング」の強化につなげるため、VR等の最先端技術等を活用し、日本博として実施する各プロジェクトを国内外へ発信する「バーチャル博」をあわせて展開することとしています。

「バーチャル博」では、各プロジェクトに係るVR動画等を上記「『日本博』公式サイト」内に掲載していくことを想定しております。

本事業における採択事業につきましても、文化庁又は日本芸術文化振興会から撮影等に係る協力や画像・映像等の提供等を要請する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

5. 「文化資源活用推進事業 実施計画」の策定

本事業に応募する地方公共団体は、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を計画的・継続的に行うため、3年間ないし5年間程度を計画期間とする「文化資源活用推進事業 実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定する必要があります。

実施計画の策定に当たっては、下記「(1) 実施計画の要件」を全て満たす必要があることに留意するとともに、必ず下記「(2) 補足事項」をご確認ください。

(1) 実施計画の要件

- ・ 補助事業者である地方公共団体が主体的に実施する取組であること
- ・ 芸・産学官の全部又は一部と連携して実施する取組であること
- ・ 観光インバウンドの需要回復に資する取組であること。
- ・ 国内観光振興や地方への誘客に資する取組であること。
- ・ 「日本博」の総合テーマ（「日本人と自然」）と関連があり、文化財や生活文化等の活用を含む計画であること
(P. 45～47「IX. Q & A」7～12もご参照ください。)
- ・ 地域経済の活性化に資する取組であること
- ・ 事業実施の効果（国内外の観光需要喚起、経済波及効果）について明確な（定量的な）目標を設定し、地元の大学やシンクタンク等の外部の専門機関による効果検証を行う取組であること
- ・ 地域の文化芸術の振興に資する取組であること
- ・ それぞれの地域課題の解決に向けた指標とその目標値を設定し、これに対する検証を行う取組であること
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策を講じ、文化芸術の魅力発信・誘客効果を高めることができる工夫（例えば、ソーシャルディスタンスを確保するための工夫やウェブサイトを活用した文化芸術活動の多言語によるコンテンツ作成・オンライン配信等）を盛り込んでいること

(P. 50「IX. Q & A」27も御参照ください。)

※本事業による支援終了後も地域において様々な取組を継続して行う計画があるなど、一過性ではない取組が対象です。

(2) 留意事項

- ・ 本事業は令和3年度末までを補助対象期間とするものであり、今回の募集において実施計画が採択されたことをもって、令和4年度以降の採択、補助金の交付を保証するものではありません。
- ・ 本事業は、一定以上の事業規模を有する取組を支援対象として想定していますので、小規模の取組については採択されない場合があります。
- ・ 実施計画書の作成における留意点については、P. 8「Ⅱ. 応募方法 3. 応募書類の提出及び作成に当たっての留意点」をご確認ください。

6. 補助金の内容

(1) 補助金の額

地方公共団体が実施する事業に必要な経費のうち、下記①～④の全ての条件を満たす金額を補助します。

なお、補助金の額は、文化庁の本事業予算の範囲内で決定されるものであるとともに、応募書類に基づく審査結果が補助金の額に反映されるため、応募された金額の全額を満たすとは限りません。

また、補助対象経費に含まれるものであっても、各経費の積算において社会通念上著しく高額と認められる場合は、補助の対象外とします。

- ① 補助対象経費の2分の1以内の額を上限とする。
- ② 原則として1億円を上限とする。(文化庁の事業と連携した取組や高い波及効果が見込める取組等はこの限りでない。)
- ③ 申請者自己負担額の5倍以内の額を上限とする。

【例】 申請者自己負担額40万円、補助対象経費1,000万円の場合

40万円(申請者自己負担額) × 5 = 200万円が上限額となる。

- ④ 自己収入額(入場料、協賛金、助成金等)が補助対象経費の2分の1を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限とする。

【例】 自己収入額600万円、補助対象経費1,000万円の場合

1,000万円(補助対象経費) × 1 / 2 = 500万円 < 600万円(自己収入額)

↓

1,000万円(補助対象経費) - 600万円(自己収入額) = 400万円が上限額となる。

(2) 補助対象経費

区分	費目	内 訳
出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原資料、企画制作料等
舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)、会場設営費、会場撤去費等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・ 共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 (臨時に雇用する場合に限る。)
	旅 費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等
雑役務費 消耗品費 等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
	会議費	会議費
委託費・ 補助金	委託費	委託費
	補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 (事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。)

※補助事業における企画・制作等に直接関わるスタッフの人件費については、上表のうち企画制作料に計上することができます。

※地方公共団体が所有する施設の使用料については、減免措置等の規定がない場合、上表のうち会場使用料に計上することができます。

※地元の大学やシンクタンク等の外部の専門機関による効果検証に係る経費については、上表のうち雑役務費又は委託費等に計上することができます。

(3) 補助対象とならない経費

○事務職員給与 ○事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。）
 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○先進事例等の視察に係る旅費 ○航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等）、タクシー料金 ○ビザ取得経費 ○印紙代 ○各種手数料（振込手数料、代引手数料、外貨両替手数料、海外への送金手数料 等） ○委託契約に係る一般管理費（10%を超える部分） ○交際費・接待費 ○手土産代 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、会議の際提供するお茶代は可） ○施設整備費 ○備品等購入費 等

※これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。

(4) 参考：諸謝金単価表

地方公共団体において諸謝金の単価を定めていない場合などは、以下の単価表の額を参考にしてください。

区 分	単 位	日額・件数単価	時間単価	備 考
1 会議出席謝金(A)	回・時間	22,700	11,300	審議会同等の会議に適用(会長クラス)
2 会議出席謝金(B)	回・時間	19,600	9,800	審議会同等の会議に適用(委員クラス)
3 会議出席謝金(C)	回・時間	17,700	8,800	審議会同等の会議に適用(臨時委員クラス)
4 会議出席謝金(D)	回・時間	14,000	7,000	協力者会議等の会議出席謝金に適用する
5 座談会等出席謝金	回・時間	16,400	8,200	対談・座談会
6 講演謝金(A)	時間	-	11,300	大学学長等が専門的な講演・講義をするもの
7 講演謝金(B)	時間	-	7,900	大学教授等が専門的な講演・講義をするもの
8 特別講演謝金(A)	回	57,000	-	著名人によるワークショップの講演など
9 特別講演謝金(B)	回	35,000	-	ワークショップの講演など
10 指導・実技・実習等謝金	時間		5,100	技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料に該当するもの
11 助言等謝金	時間		5,100	政策の立案等の参考になるものやコメントを述べる程度のもの
12 作業補助等労務謝金	時間		1,050	集計、会場整理等(継続2ヶ月以内)
13 作業補助等労務謝金	時間		1,050	集計、会場整理等(継続2ヶ月超)
14 司会・報告者謝金	時間		4,600	司会、報告会に対する謝礼
15 演奏謝金	時間		6,400	演奏に対する謝礼
16 審査謝金(選考会)	回・時間	14,000	7,000	討論形式による選考会、書類審査
17 審査謝金(書類審査A)	件	3,500		討論形式によらない書類審査(一般競争(総合評価落札方式)の技術審査など)
18 審査謝金(書類審査B)	件	389		討論形式によらない書類審査
19 原稿謝金(日本語A)	枚	2,500		400字。思想・文献・随想・提言等
20 原稿謝金(日本語B)	枚	2,000		400字。一般的なもの
21 原稿謝金(外国語A)	枚	5,000		200語。思想・文献・随想・提言等
22 原稿謝金(外国語B)	枚	4,000		200語。一般的なもの
23 通訳謝金(英語)	時間		10,400	
24 通訳謝金(その他)	時間		10,500	
25 翻訳謝金(和文英訳)	枚	5,700		和文→英文(200ワード)、仕上り1枚当
26 翻訳謝金(英文和訳)	枚	3,700		英文→和文(400字)、仕上り1枚当
27 翻訳謝金(その他和訳)	枚	4,700		英文以外→和文(400字)、仕上り1枚当
28 揮毫謝金	枚	150		名前、日付程度

II. 応募方法

1. 応募書類の提出期間

令和3年2月9日（火）～令和3年2月24（水）（12時必着）

2. 提出書類等

(1) 提出書類の様式

下記「(3) 応募用Webサイト」より「文化資源活用推進事業 実施計画書等様式」をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。

(2) 提出方法

下記①～④の手順に従い、提出書類の電子データ（PDFファイル及びExcelファイル）を下記「(3) 応募用Webサイト」にアップロードしてください。

- ① アップロードを行う前に、団体名・メールアドレスを登録してください。
- ② 登録後、専用のID及びパスワードが記載されたメールが登録アドレスまで届きますので、ログインを行ってください。
- ③ ログイン後、提出書類のアップロードを行う前に、必ずアップロードテストを行い、正常に動作することを確認してください。
テストの際は、本募集案内及び未入力の提出書類様式の2点をZIPファイル化して添付してください。
- ④ 正常にアップロードが可能であることが確認できた後、作成した提出書類をあらためてアップロードしてください。
- ⑤ アップロード終了後に到着確認のメールが送信されますので、必ずご確認ください。

(3) 応募用Webサイト

<https://www.shigen.bunka.go.jp/oubo/index2021.html>

(4) 問合せ先

I D及びパスワードや書類到着確認に係るメールが届かない、各地方公共団体のシステムの都合等により応募用W e bサイトを御利用できないなどの場合は、下記連絡先まで御相談ください。

文化資源活用推進事業事務局

TEL : 0 5 7 0 - 0 5 1 - 2 6 0

E-mail : kbc-bunkashigen@gp.knt.co.jp

対応時間 : 平日 1 0 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※本事業は、株式会社K N Tビジネスクリエイトに応募受付等事務の一部を委託しています。

3. 応募書類の作成及び提出に当たっての留意点

(1) メールアドレスの登録について

応募書類のアップロードに当たり登録いただくメールアドレスは、審査結果の通知を含む以後の御連絡に使用いたしますので、確実かつ速やかに受信・確認が可能なものとしてください。

また、応募書類中の御連絡先は上記登録メールアドレスと同一のものを記載してください。

(2) 応募書類の差し替え等について

応募書類のアップロードは、事前のテストを含め同一 I Dから何度でもアップロード可能ですが、最後にアップロードされたものを提出書類として扱います。提出期間外における応募及び応募済み書類の差し替えは認められません。

なお、締切直前はW e bサイトへのアクセスが集中し、アップロードに時間を要する可能性があります。この場合であっても提出期間経過後の応募は受け付けられませんので留意してください。

(3) 応募書類のレイアウト等について

・ アップロードいただいたデータファイルのうち、P D F ファイルを原本として扱いますので、印刷倍率 1 0 0 % で A 4 判に印刷できるレイアウトとし、印刷範囲が正しく設定されているかなど事前に御確認ください。

なお、提出された E x c e l ファイルは、計算式の確認等に使用します。

- ・ 使用するフォントはMS明朝11pt以上としてください。
- ・ カラー、モノクロのいずれで作成いただいても差し支えありませんが、審査は応募書類をモノクロ印刷したものをういて行います。

(4) 応募書類の記載における画像・図表等の使用について

応募書類の記載に当たり画像や図表等を用いることは可能ですので、適宜活用の上、簡潔かつ明瞭な記載に努めてください。

ただし、図表・画像等の使用は、提出書類中「8. 令和3年度の実施計画 (7)令和3年度実施計画における芸・産学官連携・協力体制の状況」に使用する実施体制図等を除く部分について、計10点程度までとしてください。

(5) 実施計画の期間について

3年間ないし5年間程度の計画内容を記載してください。

(6) 文化振興条例等との関連について

地方公共団体において既に制定されている文化振興に関する条例や指針、ビジョン、構想、プラン等の内容を踏まえて事業を実施する場合には、対応する条例等の内容を実施計画書に箇条書き等で簡潔に記載してください。

条例等を制定していない地方公共団体においては、できる限り制定に向けた検討を行うようにしてください。

(7) 事業の効果及び目標等の記載について

提出書類中「7. 期待される文化的・社会的効果・経済的効果等」については、個々の事業だけでなく、事業を実施した地域において予想される効果や成果を記載してください。

「8. 令和3年度の実施計画 (6) 令和3年度実施計画の達成目標」については、定量的に測定可能な指標を定めた上で、過年度実績を踏まえ、当事業年度における目標値を設定してください。

また、当該目標値の積算方法や、積算に当たり参考とした直近3年間の目標値・実績値も併せて記載してください。ただし、実施実績が3年未満の場合などに実施した期間のみ記載することや、新規事業の場合に類似事業等における数値を可能な範囲で記載することは差し支えありません。

(8) 観光インバウンド需要回復と国内観光振興に資する取組について

本事業は、「観光インバウンド需要回復」と「国内観光振興」の双方に資する取組であることを補助の要件としています。

当該要件を踏まえて取組内容を検討の上、実施計画書には実施内容、手法、目標等を具体的に記載してください。

(9) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための工夫について

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、文化芸術の魅力発信・誘客効果を高めることができる工夫を盛り込んでいることを応募要件としております。

実施計画の記載に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策としてどのような工夫を行った上で事業を実施するのか、また、それによりどのような効果が得られるかなどを可能な限り具体的に記載してください。

なお、同感染症の拡大防止策を検討するに当たっては、政府が公表する通知やガイドライン等も逐次ご確認ください。

【**新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の対応について（内閣官房）**】

<https://corona.go.jp/>

【**新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文化庁）**】

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html

(10) 事業計画の記載について

実施計画書中「8. 令和3年度の実施計画（1）令和3年度実施計画の内容」の記載に当たっては、当事業年度における事業計画の全体像について具体的に記載してください。また、「8. 令和3年度の実施計画（2）具体的な事業又は取組（予定）」については、個々の事業・取組について詳しく記載してください。（具体の表現内容の記載を求めるものではありません。）

「8. 令和3年度の実施計画（7）令和3年度実施計画における芸・産学官連携・協力体制の状況」については、協定書等を締結して連携している（又は連携を予定している）団体等について記載してください。また、事業実施体制や責任者、役割分担などについて、実施体制図等を用いて明確に記載してください。特に実行委員会等を組織する場合は組織構成や各構成員の役割等について詳細に記載してください。

(11) 委託費・補助金内訳書の作成について

内訳書 2 (P. 3 1 様式) に 1 件当たり百万円以上の委託費又は補助金を記載する場合は、別途、委託費・補助金内訳書 (P. 3 2 様式) を作成してください。

4. 他の補助金との重複

(1) 他省庁の補助事業について

他省庁の補助事業と組み合わせて本事業の補助を受けることは可能です。その場合は、省庁名、補助金額等を提出書類中の収支予算書（収入の部の備考欄）に記載してください。

ただし、その場合も同一の経費について重複して補助を受けることは認められませんので留意してください。

(2) 文化庁の他の補助事業について

本事業により補助を受けようとする同一の事業内容について、文化庁の他の補助事業（日本博各事業を含む。）に応募することはできません。

(3) 芸術文化振興基金について

本事業により補助を受けようとする同一の事業内容について、芸術文化振興基金へ応募することは可能です。

なお、本事業と芸術文化振興基金の双方に採択された場合は、どちらの補助を受けるか選択していただく必要があります。

III. 文化プログラムへの参画について

オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京2020大会）を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、リオ大会後から、全国の自治体や芸術家等との連携の下、文化プログラムを全国各地で推進していくことを謳っています。

文化庁としては、東京2020大会を契機に、文化プログラムを推進し、共生社会の実現や国際化の進展を促進することなどを重点政策ととらえております。文化庁の委託事業や補助事業に申請される団体等におかれましては、オリンピック憲章等を参考にしつつ、こうしたレガシー創出に資する多様な文化プログラムを実施するとともに、文化プログラムに関する認証プログラムへの申請をお願いいたします。

1. 認証プログラム

(1) 東京2020文化オリンピアド（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等の東京2020大会に関連の強いステークホルダーが実施する事業（東京2020公認文化オリンピアド）や、地方公共団体（会場関連自治体を除く）や独立行政法人、公益法人等が実施する、東京2020大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業（東京2020応援文化オリンピアド）が対象です。

2016年10月から開始されており、これまで多くの事業が「東京2020文化オリンピアド」の認証を受けています。2017年7月20日からは、応援文化オリンピアドの対象団体が拡大（非営利団体等）されました。詳細は以下をご参照ください。

【東京2020組織委員会ホームページ】

<https://tokyo2020.jp/>

(2) beyond2020プログラム（文化庁、内閣官房等）

日本の強みである地域性豊かで多様に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出す文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証しています。

具体的には、①日本文化の魅力を発信する取組であるとともに、②障害者にとってのバリアを取り除く取組、または、外国人にとっての言語の壁を取り除く取組を含んだ活動であることを要件としています。

国や地方公共団体等の公的機関に加え、非営利団体、商工会議所、民間事業者等、営利・非営利を問わず、多様な団体が行う活動が対象です。

認証は、文化庁や内閣官房オリパラ事務局、地方公共団体等でも行っています。

【文化庁 beyond2020プログラム WEB サイト】

<https://culture-nippon.go.jp/ja/beyond2020>

なお、(1)及び(2)の両プログラムへ重複して申請することも可能です。

2. 文化情報プラットフォーム（ポータルサイト Culture NIPPON）

文化庁では、全国各地の文化イベント（文化プログラム）や文化施設等の情報を一元的に集約し、オープンデータとして国内外に発信する「文化情報プラットフォーム構想」を進めており、本構想の一環で文化プログラムポータルサイト「Culture NIPPON」を構築・運営しています。

beyond2020 プログラム認証事業だけでなく、一般の文化イベント（文化プログラム）情報も発信することができます。積極的にご活用ください。

【Culture Nippon ホームページ】

<http://culture-nippon.go.jp>

東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組

	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	中央省庁、地方自治体
プログラム	東京2020文化オリンピックアード	
	東京2020公認 文化オリンピックアード	東京2020応援 文化オリンピックアード
概要	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム 東京大会の主なステークホルダー等が大会ビジョンの実現に相応しい文化芸術性の高い事業を実施	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム 非営利団体等がオリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業を実施。
実施主体	組織委員会、国、開催都市、会場所在地地方公共団体、公式スポンサー、JOC、JPC	会場所在地以外の地方公共団体、独立行政法人を含む非営利団体
ロゴマーク		
		beyond2020 プログラム 2020年以降を見据え、レガシー創出に資する文化プログラム 営利・非営利を問わず多様な団体が実施。 ※オリンピック・パラリンピックの文言使用は不可 文化オリンピックアードの実施主体に加えて、公式スポンサー以外の企業も対象

各プログラムの認証要件

<p style="text-align: center;">東京2020文化オリンピックアード</p> <p style="text-align: center;">～大会ビジョン、文化オリンピックアードのコンセプトを実現～</p> <p>【大会ビジョン】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">全員が自己ベスト</div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">多様性と調和</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">未来への継承</div> </div> <p>【文化オリンピックアードのコンセプト】</p> <div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 日本文化の再認識と継承・発展 </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 次世代育成と新たな文化芸術の創造 </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 日本文化の世界への発信と国際交流 </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 全国展開によるあらゆる人の参加・交流と地域の活性化 </div> </div>	<p style="text-align: center;">beyond2020プログラム</p> <p style="text-align: center;">～日本文化の魅力発信とレガシー創出へ～</p> <p>【認証要件】 2020年以降を見据え、</p> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 日本文化の魅力を発信する事業・活動 </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em; margin: 10px auto;">+</p> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 多様性・国際性に配慮した、以下のいずれかを含んだ事業・活動 </div> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">—障害者にとってのバリアを取り除く取組</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">又は</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">—外国人にとっての言語の壁を取り除く取組</p>
---	---

IV. 審査及び審査後の手続等

1. 審査について

提出された書類を基に外部有識者による審査委員会の審査を行い、採択事業及び採択件数を決定します。審査は、実施計画の内容、事業の実施方法等について、下記(1)及び(2)に掲げる審査の視点により総合的に評価します。

【審査の視点】

(1) 実施計画について

- ・ 本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか（「日本博」本番年として相応しい計画となっているか 等）。
- ・ 実現可能な内容・事業規模になっているか。
- ・ 地域の文化芸術資源（観光資源も含む。）を活用した計画となっているか。
- ・ 地域課題（人口の減少、過疎高齢化、若年層の流出、観光客の減少、中心市街地の衰退等）を踏まえた取組が行われているか。
- ・ 事業実施による効果等について、具体的な数値が設定されているか。
- ・ 計画期間終了後も地方公共団体独自で取り組めるなど事業の継続が見込まれるか。
- ・ 計画に対して妥当な経費が計上されているか。
- ・ 芸・産学官や他の地方公共団体（特に市町村においては、都道府県）、地方公共団体の他の部局（観光振興担当部局等）との連携・協力体制がとれているか。
- ・ 子ども、高齢者、障害者等のバリアを取り除く取組を行い、受入環境整備を図っているか。
- ・ 観光インバウンドの需要回復と国内観光振興の双方に資する取組の工夫を行っているか。
- ・ 国庫補助額に比して高い経済波及効果が見込める事業であり、その根拠が明確となっているか。

(2) 実施計画に記載されている具体的な取組について

事業実施による効果、成果をもたらす計画となっているか。

2. 審査後の手続について

(1) 審査結果の通知

応募された実施計画の審査結果については、採否にかかわらず、令和3年3月下旬～4月上旬（予定）に登録メールアドレス宛てに通知します。

(2) 補助金交付申請書の提出

補助事業者として採択する旨の通知を受けた応募団体が、これを受諾した場合には、補助金交付申請書を所定の期間内に文化庁へ提出していただく必要があります。

文化庁は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、地方公共団体へ通知します。

(3) 実績報告書の提出

補助金交付決定の通知を受けた地方公共団体は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。

(4) 補助金の交付について

文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、地方公共団体に通知し、補助金を交付します。

V. 事業実施に当たっての留意点

1. 実施計画の変更

事業開始後、実施計画の内容に変更が生じた場合は、文化庁に速やかに報告してください。

2. 事業の報告

事業実施による効果や成果を定量的・定性的に把握するため、事業完了後、実績報告書等を提出していただきます。実績報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。

なお、実績報告書において、実績が計画と著しく異なる、効果や成果の把握ができていないなどの状況が認められた場合は、交付決定を取り消す場合があります。

3. 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿及び収入支出に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

4. 完了検査等

- ・ 事業完了後、文化庁の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地検査を行う場合があります。
- ・ 本事業は、会計実地検査の対象事業であり、会計検査院から指示があった場合には、実地検査に協力していただく必要があります。
- ・ 上記検査で不適切な会計処理が明らかになった場合には、既に交付した補助金の国庫返還を命ずることがありますので、適切な事業実施に努めてください。

5. 事業名称の明記

採択された地方公共団体は、事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に『日本博』ロゴマーク』及び「文化庁シンボルマーク」を表示するとともに、「令和3年度文化資源活用推進事業」を必ず記載してください。

<表示例>



・ポスター

※ 英語表記

Supported by the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan, Fiscal Year 2021

6. 文化庁からの補助金の適正な使用について

芸術文化に係る補助金等をめぐりこれまで不正行為が度々行われたことは極めて遺憾であり、このことは国の芸術文化行政に対する国民の信頼を損ないかねない重大な問題です。

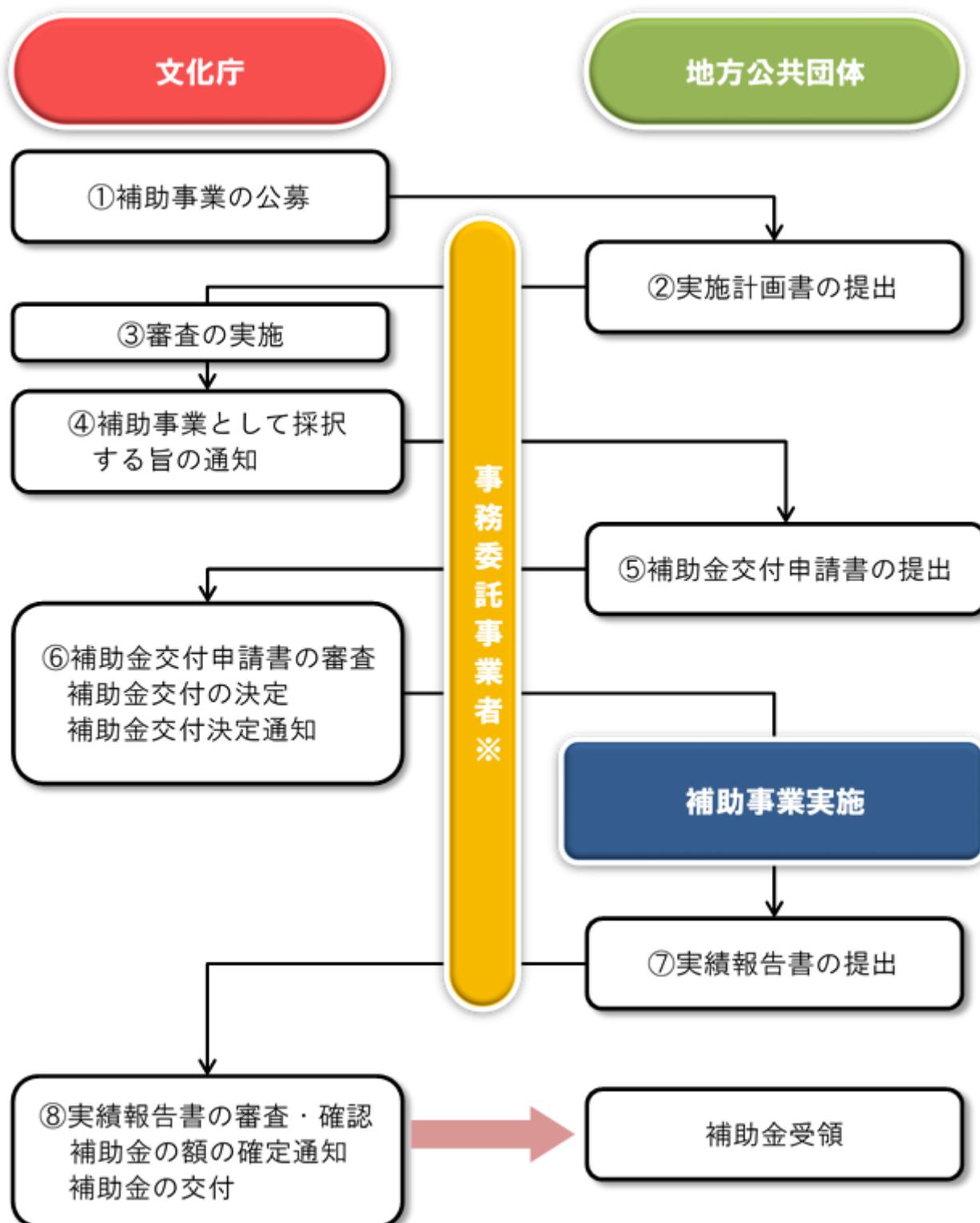
補助事業の執行に当たっては、補助金の適正な使用方法を改めて徹底するとともに、管理運営の適正化、事務処理体制の整備、関係者の意識向上等を行うことが必須となります。

不正行為等があった場合は、以後の補助金の応募制限を行うなど、厳正な対応を行います。

【「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/hojokin_shiyo.html

VI. 補助金交付までの流れ



※ 本事業は、株式会社 KNT ビジネスクリエイトに事務の一部を委託しています。

項 目	内 容
① 補助事業の公募	文化庁は、文化資源活用事業費補助金の交付の対象となる事業について公募します。
② 実施計画書の提出	補助金の交付を希望する地方公共団体は、実施計画書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
③ 審査の実施	文化庁は、外部有識者による審査委員の審査を経て、補助金の交付の対象となる事業及び交付しようとする補助金の額を決定します。
④ 補助事業として採択する旨の通知	文化庁は、③の決定について、令和3年3月下旬（予定）に、実施計画書を提出した地方公共団体へ通知します。なお、不採択となった地方公共団体にも同時に審査結果を通知します。
⑤ 補助金交付申請書の提出	補助事業者として採択する旨の通知を受けた地方公共団体は、これを受諾した場合、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑥ 補助金交付申請書の審査 補助金交付の決定 補助金交付決定通知	文化庁は申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、申請書を提出した地方公共団体へ通知します。
⑦ 実績報告書の提出	補助金交付決定の通知を受けた地方公共団体は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑧ 実績報告書の審査・確認 補助金の額の確定通知 補助金の交付	文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び交付決定の際に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、地方公共団体に通知し、補助金を交付します。

VII. 各種様式

令和2年度第3次補正予算 文化資源活用推進事業 実施計画書	
	補助事業者名
	担当部署
	担当者職・氏名
	所在地 (〒 -)
	TEL / FAX
	E-mail
令和2年度事業の採択の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
1. 実施計画の名称	
2. 実施計画の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3. 実施計画の趣旨・目的	
※具体的かつ簡潔に記載	
4. 実施計画の推進に関する基本的な方針（文化振興条例等との対応等）	
※関連する条例等の内容について、 <u>箇条書き等</u> で簡潔に記載	
5. 実施計画の概要	
※計画全体の概要とともに、各年度の実施概要を具体的かつ簡潔に記載（過年度を始期とする場合、過年度分については実施結果を記載）	
※ピエンナーレ・トリエンナーレなど、複数年ごとに開催される事業を主たる内容とする場合、 本番年に該当する年度については記載欄中のチェックボックスにチェックを入れてください。	
【全体概要】	
<input type="checkbox"/>	【令和 年度実施 《概要・結果》】
<input type="checkbox"/>	【令和 年度実施 《概要・結果》】
<input type="checkbox"/>	【令和 年度実施概要】

6. 「日本博」の総合テーマとの関連

7. 期待される文化的・社会的・経済的効果等

※本補助金を受給することにより向上が見込まれることについて記載

8. 令和3年度の実施計画

(1) 令和3年度実施計画の内容

※当事業年度における事業計画の全体像について詳しく記載

個々の事業については「(2) 具体的な事業又は取組(予定)」に詳しく記載(具体の表現内容の記載を求めるものではありません。)

【実施計画の概要(要約)】

※実施計画の概要の要約を、公表可能な100～200字程度の内容で記載

(2) 具体的な事業又は取組 (予定)

※「(1)令和3年度実施計画の内容」について、個々の事業の開催日・出演者・実施内容等を具体的かつ簡潔に記載
 ※実施主体欄には、各事業の実施・運営に当たり中心となる団体等を記載

実施年月日	事業名 (取組名)	事業又は取組の内容	実施主体	実施場所	参加者数	事業番号
①						
②						
③						

(3) 文化財・生活文化等の活用に関する取組

※簡条書きで記載

(4) 子ども、高齢者、障害者等のバリアを取り除く取組

※簡条書きで記載

(5) 観光インバウンドの需要回復及び国内観光振興に資する取組

(6) 令和3年度実施計画の達成目標	
参加者数の目標値	人 (うち訪日外国人: 人)
経済波及効果の目標値	円
観光インバウンド需要回復の指標と目標値	<指標>
	<目標値>
国内観光振興の指標と目標値	<指標>
	<目標値>
社会的・文化的効果の指標と目標値	<指標>
	<目標値>

【目標値の積算根拠】

※「参考とする過去の目標値・実績値」欄は、令和3年度目標値の積算に当たり参考とした直近3年間の目標値・実績値を記載（実施実績が3年未満の場合などに実施した期間のみ記載することや、新規事業の場合に類似事業における数値を可能な範囲で記載することは差し支えありません。）

参加者数	<積算の考え方>			
	<参考とする過去の目標値・実績値> ※括弧内は参加者のうち訪日外国人数			
	年度	年度	年度	年度
	目標値	(人)	(人)	(人)
経済波及効果	<積算の考え方>			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	年度	年度	年度
	目標値	円	円	円
観光インバウンド需要回復	<積算の考え方>			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	年度	年度	年度
	目標値			
国内観光振興	<積算の考え方>			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	年度	年度	年度
	目標値			
社会的・文化的効果	<積算の考え方>			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	年度	年度	年度
	目標値			
社会的・文化的効果	<積算の考え方>			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	年度	年度	年度
	目標値			
社会的・文化的効果	<積算の考え方>			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	年度	年度	年度
	目標値			

【効果検証の方法】

※地元の大学やシンクタンク等の外部の専門機関が実施する効果検証の方法についても記載

【収支予算書】

(収入の部)

(単位:円)

区 分		予定額	備考
申請者自己負担額		0	
共催者等負担額		0	
自己 収入	補助金・助成金	0	
	寄附金・協賛金	0	
	事業収入	0	
	その他	0	
	自己収入計	0	
小 計(A)		0	
国庫補助額		0	
合 計(B)		0	

(支出の部)

(単位:円)

	区分	費目	予定額	備考
補助 対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	
		音楽費	0	
		文芸費	0	
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	0	
		作品借料	0	
		上映費	0	
		会場費	0	
		運搬費	0	
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費	0	
		旅費	0	
		報償費	0	
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	
		消耗品費	0	
		通信費	0	
会議費		0		
委託費・補助金	委託費	0		
	補助金	0		
小 計(C)			0	
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額			0	
補助対象経費計(D)			0	
補助 対象 外 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	
		音楽費	0	
		文芸費	0	
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	0	
		作品借料	0	
		上映費	0	
		会場費	0	
		運搬費	0	
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費	0	
		旅費	0	
		報償費	0	
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	
		消耗品費	0	
		通信費	0	
会議費		0		
その他		0		
委託費・補助金	委託費・補助金	0		
小 計(E)			0	
合 計(F)			0	

【内訳書1】
(収入の部)

収入 事業別

(単位:円)

区分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計
	執行団体名				
	事業名 (取組名)				
申請者自己負担額		0	0	0	0
共催者等負担額		0	0	0	0
自己 収入	補助金・助成金	0	0	0	0
	寄附金・協賛金	0	0	0	0
	事業収入	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	自己収入計	0	0	0	0
小計(A)		0	0	0	0
国庫補助額		0	0	0	0
合計(B)		0	0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

区分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計	
	費目					
補助 対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0
		運搬費	0	0	0	0
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0
		報償費	0	0	0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0
		通信費	0	0	0	0
	委託費・補助金	委託費	0	0	0	0
		補助金	0	0	0	0
	小計(C)		0	0	0	0
消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額					0	
補助対象経費計(D)		0	0	0	0	
補助 対象 外 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0
		運搬費	0	0	0	0
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0
		報償費	0	0	0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0
		通信費	0	0	0	0
		会議費	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	委託費・補助金	委託費	0	0	0	0
補助金		0	0	0	0	
小計(E)		0	0	0	0	
合計(F)		0	0	0	0	

【内訳書1】
(収入の部)

収入 一括

(単位:円)

区分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計
	執行団体名				
	事業名 (取組名)				
申請者自己負担額			0		0
共催者等負担額			0		0
自己 収入	補助金・助成金		0		0
	寄附金・協賛金		0		0
	事業収入		0		0
	その他		0		0
	自己収入計		0		0
小計(A)			0		0
国庫補助額			0		0
合計(B)			0		0

(支出の部)

(単位:円)

区分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計	
	費目					
補助 対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0
		運搬費	0	0	0	0
	資金・ 旅費・ 報償費	資金・共済費	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0
		報償費	0	0	0	0
	雑務費・ 消耗品費等	雑務費	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0
		通信費	0	0	0	0
		会議費	0	0	0	0
	委託費・補助金	委託費	0	0	0	0
		補助金	0	0	0	0
	小計(C)		0	0	0	0
	消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額					0
	補助対象経費計(D)		0	0	0	0
補助 対象 外 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0
		運搬費	0	0	0	0
	資金・ 旅費・ 報償費	資金・共済費	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0
		報償費	0	0	0	0
	雑務費・ 消耗品費等	雑務費	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0
		通信費	0	0	0	0
		会議費	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	
委託費・補助金	委託費	0	0	0	0	
	補助金	0	0	0	0	
小計(E)		0	0	0	0	
合計(F)		0	0	0	0	

【内訳書】

2-1	執行 団体名	
	事業名 (取組名)	

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価) × (数量)	(単位) × (数量)	(単位) +	(調整額)	= (金額)	補助 対象外
1								0	
2								0	
3								0	
4								0	
5								0	
6								0	
7								0	
8								0	
9								0	
10								0	
11								0	
12								0	
13								0	
14								0	
15								0	
16								0	
17								0	
18								0	
19								0	
20								0	
21								0	
22								0	
23								0	
24								0	
25								0	
26								0	
27								0	
28								0	
29								0	
30								0	
31								0	
32								0	
33								0	
34								0	
35								0	
36								0	
37								0	
38								0	
39								0	
40								0	
41								0	
42								0	
43								0	
44								0	
45								0	
46								0	
47								0	
48								0	
49								0	
50								0	
51								0	
52								0	
53								0	
54								0	
55								0	
56								0	
57								0	
58								0	

【委託費・補助金内訳書】

	執行 団体名	
	事業名 (取組名)	

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価) × (数量)	(単位) × (数量)	(単位) +	(調整額) =	(金額)	補助 対象外
1								0	
2								0	
3								0	
4								0	
5								0	
6								0	
7								0	
8								0	
9								0	
10								0	
11								0	
12								0	
13								0	
14								0	
15								0	
16								0	
17								0	
18								0	
19								0	
20								0	
21								0	
22								0	
23								0	
24								0	
25								0	
26								0	
27								0	
28								0	
29								0	
30								0	
31								0	
32								0	
33								0	
34								0	
35								0	
36								0	
37								0	
38								0	
39								0	
40								0	
41								0	
42								0	
43								0	
44								0	
45								0	
46								0	
47								0	
48								0	
49								0	
50								0	
51								0	
52								0	
53								0	
54								0	
55								0	
56								0	
57								0	
58								0	

VIII. 記載例

令和2年度第3次補正予算 文化資源活用推進事業 実施計画書	
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">記載例</div> <p>※あくまで記載例ですので、各地方公共団体の創意工夫を凝らした計画を策定してください。</p>	補助事業者名 ●●県
	担当部署 文化部文化振興課
	担当者職・氏名 係長 ■■ ■■
	所在地 (〒000-0000) ●●県●●市●●町1-1
	TEL 000-000-0000 / FAX 000-000-0000
	E-mail xxx@xxx.x.lg.jp
令和2年度事業の採択の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
1. 実施計画の名称	▲▲からうまれる●●県新文化創造発信事業
2. 実施計画の期間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日
3. 実施計画の趣旨・目的	
<p>※具体的かつ簡潔に記載</p> <p>●●県では、「文化芸術による創造的なまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民、芸術団体、企業等との連携を図りながら、地域の特色を活かした文化芸術振興施策を実施することとしている。本実施計画は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会や「日本博」の開催を契機に、●●交響楽団に代表される県内の文化芸術団体や本県の特色である▲▲など、豊富な文化芸術資源を活用した公演等により●●県の魅力を内外に広く発信し、ひいては地域への誘客と地域活性化を図るものである。</p>	
4. 実施計画の推進に関する基本的な方針（文化振興条例等との対応等）	
<p>※関連する条例等の内容について、箇条書き等で簡潔に記載</p> <p>●●県文化振興条例（平成××年）で掲げる理念のうち、以下に基づき実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「特色ある地域の文化芸術資源を通じた地域活性化」 ②「多くの県民が文化芸術に触れる機会の創出」 ③「文化芸術を活用した次世代の人材育成」 <p>また、本県では、平××年×月に策定した●●県長期総合計画「●●プラン」（計画期間×年）において、「文化芸術による創造的なまちづくり」を掲げ、文化芸術事業を通じて、少子高齢化や人口減少、観光振興、インバウンド対応など、社会的・経済的な課題に対応していくこととしており、県の政策目標の達成に資する実施内容とする。</p>	

5. 実施計画の概要

※計画全体の概要とともに、各年度の実施概要を具体的かつ簡潔に記載（過年度を始期とする場合、過年度分については実施結果を記載）

※ピエンナーレ・トリエンナーレなど、複数年ごとに開催される事業を主たる内容とする場合、**本番年に該当する年度については記載欄中のチェックボックスにチェックを入れてください。**

【全体概要】

県内外のあらゆる人が質の高い文化芸術に気軽に触れられる機会を創出し、▲▲という県独自の特色を生かした取組で、他地域にない●●県ならではの文化芸術事業の実施とそれを核とした、部局を横断して進める関連事業の拡充により「文化芸術による創造的なまちづくり」の実現を目指す。

具体的には、●●県の文化芸術資源▲▲を題材とした演奏会や演劇、ワークショップ等の実施を通じて、▲▲の県内外への発信強化を図り、県民の文化意識の向上につなげるとともに、年度を追うごとに会場となる対象エリアを拡げ、新たな誘客につながる周知方法等の検討により、観光振興に資する取組を行う。

計画期間の年数に応じて枠を追加してください。

☐ 【令和3年度実施 概要】

計画1年目の中心事業として、▲▲を題材とした演奏会等を県中央部の観光名所や有形文化財等で実施。また、●●県の特色ある文化芸術資源▲▲が国内外で認知されるよう、県観光振興施策の一環である「●●●●●●●●」と連携した広報・相互誘客等を併せて行う。

<主な内容>

●●交響楽団演奏会／劇団●●のミュージカル／●●●●劇団による演劇公演 など

☐ 【令和4年度実施 概要】

令和3年度の実施結果を元に、演奏会等の内容をブラッシュアップするとともに、県内外からより多くの参加が得られるよう事業内容や参加方法を再検討する。また、よりインバウンドに向けた訴求力を高めるため、海外への情報発信を強化する。

<主な内容>

☐ 【令和5年度実施 概要】

過去2年の取組結果を踏まえ、引き続き演奏会等の内容のブラッシュアップを行うとともに、過去2年の成果をより広く波及させることを目的として、開催エリアを県下全域に拡大する。

<主な内容>

6. 「日本博」の総合テーマとの関連

●●県の特色ある文化芸術資源▲▲は、日本古来からの伝統的な製法で作られるものであり、本事業はこれを広く認知させることを目的の一つとしているため、「日本博」の総合テーマである「日本人と自然」を通じた日本の美の発信、及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成につながるものである。

7. 期待される文化的・社会的・経済的効果等

※本補助金を受給することにより向上が見込まれることについて記載

本計画の実施により、他地域との交流人口の増加、文化芸術活動に主体的に参加する住民や、ワークショップや協働作業を通じた住民同士の交流により、地域の活性化が期待できる。

また、本補助金を受給することにより、海外に向けた情報発信を一層充実させることができるため、本県における将来的なインバウンド需要回復に寄与することが期待される。

8. 令和3年度の実施計画

(1) 令和3年度実施計画の内容

※当事業年度における事業計画の全体像について詳しく記載

個々の事業については「(2) 具体的な事業又は取組(予定)」に詳しく記載(具体の表現内容の記載を求めるものではありません。)

①交響楽団演奏会による地域コミュニティ活性化

県内外から多くの参加が得られるよう、▲▲を題材としたものの中でも特に親しみやすい作品である「●●●●」を取り上げた演奏会を行う。

また、演奏会のプログラムの一曲を地元で所縁のある合唱曲とするなど、地域住民も参加しやすい内容とすることで県民の参加を促し、さらに●●交響楽団の楽団員が小学校で子どもたちや地域の方々向けにワークショップやコンサートを行うなど、地域の方々とは触れ合う機会を設け、音楽を通じた地域のコミュニティの活性化を図る。

演奏会やワークショップの実施に当たっては、感染症対策として出演者への事前のPCR検査、参加者の検温・手指消毒などを行うとともに、……………。

②劇団●●のミュージカルを通じた地域交流

全国的に活躍している劇団●●の▲▲の史実を基にしたミュージカルを、県内の観光名所である▲▲公園で上演し、質の高い公演を年代や国籍を越えて幅広く楽しんでもらう。さらに、本県の観光振興施策の一環である「●●●●●●●●」との連携により、観光客の▲▲公園への効率的な誘導、ミュージカルへの動員など相乗効果による賑わいの創出を図る。

また、劇団●●による体験イベントについても、観光振興施策である「●●●●●●●●」と連携実施することで、演劇を通じた地域の方々との交流はもちろんのこと、観光客との交流の機会を設ける。

公演・体験イベントの実施に当たっては、参加者の検温・手指消毒などの基本的な感染症対策を講じる。

③●●●●●劇団による演劇公演及びワークショップ

地元で活躍する●●●●●劇団による▲▲を用いた演劇公演を実施。会場として、県登録文化財である●●家住宅を使用することで、歴史ある建物の中で現代的な演劇を楽しめる異空間を演出する。

また、●●公民館において中学生・高校生を対象としたワークショップを開催し、将来俳優を目指す学生たちにとって有益な機会を提供する。

公演・ワークショップの実施に当たっては、基本的な感染症対策と併せ、……………。

④事業実施の効果検証

本事業による経済波及効果等を検証するため、●●大学と連携し、●●●●●の手法を用いて調査を行う。

【実施計画の概要(要約)】

※実施計画の概要の要約を、公表可能な100～200字程度の内容で記載

●●県発祥の▲▲を題材として、●●交響楽団による演奏会や有形文化財等のユニークベニューを活用したミュージカル・演劇公演等の実施により、……………。

(2) 具体的な事業又は取組 (予定)						
※「(1)令和3年度実施計画の内容」について、個々の事業の開催日・出演者・実施内容等を具体的かつ簡潔に記載 ※実施主体欄には、各事業の実施・運営に当たり中心となる団体等を記載						
実施年月日	事業名 (取組名)	事業又は取組の内容	実施主体	実施場所	参加者数	事業番号
①●●交響楽団演奏会による地域コミュニティ活性化						
令和3年 ×月10・24日 ×月17・31日	●●交響楽団演奏会ワークショップ	▲▲に関連した県内の施設を巡りながら▲▲の理解を深めるワークショップを開催する。 (内容) ・●●による県内の施設の解説 ・楽団員らと共に▲▲の楽曲の●●体験。	●●文化振興財団	●●記念館、▲▲公園他	参加者数のべ ××人	1
令和3年 ×月7日 ×月12日 ×月24日	●●交響楽団演奏会	●●交響楽団による野外演奏会で、●●県発祥の▲▲を題材とした楽曲を演奏。演奏会についてはオンラインでの生配信を行う。 指揮者：●● 出演者：●●交響楽団・・・ 演目：▲▲・・・	●●文化振興財団	●●歴史公園 ●●神社 ●●海岸の特設会場	各回× ×××人	2
令和3年 ×月1日 ×月3日 ×月5日	●●交響楽団の子ども向けコンサート	●●交響楽団の楽団員が●●小学校、■■小学校を訪問し、子ども向けのコンサートを開催する。 (内容) ●●交響楽団による・・・	●●文化振興財団	●●小学校 ■■小学校	コンサート観客のべ ×××人	3
②劇団●●のミュージカルを通じた地域交流						
令和3年 ×月1日	劇団●●のミュージカル	全国的に活躍している劇団○○の▲▲の史実を基にしたミュージカルを上演する。 演出：●●・・・ 出演者：●●、・・・ 演目：▲▲・・・	●●文化振興財団	▲▲神社	入場者 ××人	4
令和3年 ×月5・12日	劇団●● 体験イベント	地域住民や観光客を対象としたミュージカル体験イベントを実施し、プロの俳優と一緒にミュージカルを実演する機会を提供する。 講師：●●●●・・・ (内容) 劇団●●による・・・	●●文化振興財団	●●公民館	参加人数 ××人	5
③●●●●劇団による演劇公演及びワークショップ						
令和3年 ×月19日 ×月26日	●●●●劇団による演劇公演	地元で活躍する●●●●劇団による▲▲を用いた演劇公演を行う。 講師：●●●●・・・ (内容) ●●●●劇団による・・・	●●文化振興財団	●●家住宅	入場者数 ××人	6
令和3年 ×月31日	●●●●劇団による演劇ワークショップ	●●●●劇団員を講師として、将来俳優を目指す中学生・高校生を対象にワークショップを実施する。 講師：●●●●・・・ (内容) ●●●●劇団による・・・	●●文化振興財団	●●公民館	参加者数 ××人	7
④事業実施の効果検証						
令和4年 ×月1日 ～30日	●●大学と連携した事業効果検証	●●大学と連携し、●●●●の手法を用いて経済波及効果等の検証を行う。	●●大学	-	-	8

内訳書2に対応する事業番号を記載してください。

8.(1)の内容に対応するよう、事業又は取組ごとにまとめて記載してください。

(3) 文化財・生活文化等の活用に関する取組

※簡条書きで記載

- ・演奏会のテーマに意外性のある▲▲を設定することで、県民や観光客が▲▲の新たな魅力に気づききっかけづくりを行う。
- ・ミュージカルでは、▲▲の歴史を基にした作品を上演する。
- ・演劇では、▲▲を用いた衣装を制作し、県登録文化財である××家住宅を会場として使用する。

(4) 子ども、高齢者、障害者等のバリアを取り除く取組

※簡条書きで記載

- ・各公演会場では、段差を解消し、車いすの方などが来場しやすい環境を整備するほか.....。
- ・各公演会場に手話通訳者を配置し、.....。

(5) 観光インバウンドの需要回復及び国内観光振興に資する取組

劇団●●のミュージカルを通じた地域交流に当たっては、観光振興施策である「●●●●●●●●」と連携することで、.....。

また、演奏会・ミュージカル等の各公演について、隣接する●●県の「●●●●●●●●」事業と連携した広報を行うことで、.....。

海外に向けては、各公演に加えてワークショップ等の地域交流の様子を動画サイト・SNS等で発信するとともに、.....。

観光インバウンドや国内観光の拡充に向けた実施内容や手法等を具体的に記載してください。

【例】

- ・多言語対応その他受け入れ体制の整備
- ・輸送サービス等との連携
- ・海外への発信方法
- ・地域での体験・滞在の満足度を向上させる取組
- ・都道府県内や市区町村内、その他近郊で実施される他の事業との連携 等

(6) 令和3年度実施計画の達成目標

参加者数の目標値	×千人 (うち訪日外国人: ×千人)
経済波及効果の目標値	×億円
観光インバウンド需要回復の指標と目標値	<指標> ①: ②:
	<目標値> ①: ②:
国内観光振興の指標と目標値	<指標>
	<目標値>
社会的・文化的効果の指標と目標値	<指標>
	<目標値>

「観光インバウンド需要回復」「国内観光振興」「社会的・文化的効果」について、複数の指標・目標値を設定する場合は番号を入れてください。

それぞれの地域課題の解決に向けた指標とその目標値（具体的な数値）を必ず記載してください。

【目標値の積算根拠】

※「参考とする過去の目標値・実績値」欄は、令和3年度目標値の積算に当たり参考とした直近3年間の目標値・実績値を記載（実施実績が3年未満の場合などに実施した期間のみ記載することや、新規事業の場合に類似事業における数値を可能な範囲で記載することは差し支えありません。）

上記で設定した各目標値の積算根拠を必ず具体的に記載してください。

参加者数	<積算の考え方> 過去に実施した●●事業の実績を参考に・・・・・・・・。			
	<参考とする過去の目標値・実績値> ※括弧内は参加者のうち訪日外国人数			
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	×千人 (×百人)	×千人 (×百人)	×千人 (×百人)	
実績値	×百人 (×十人)	×千人 (×百人)	測定中	
経済波及効果	<積算の考え方> ●●を基に・・・・・・・・。			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	×億円	×億円	×億円	
実績値	×千万円	×千万円	測定中	
観光インバウンド需要回復①	<積算の考え方> ●●を基に・・・・・・・・。			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	×十件	×十件	×十件	
実績値	×千件	×千件	測定中	
観光インバウンド需要回復②	<積算の考え方> ●●を基に・・・・・・・・。			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	×百万円	×百万円	×百万円	
実績値	×十万円	×百万円	測定中	
国内観光振興	<積算の考え方> ●●を基に・・・・・・・・。			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	×千人	×千人	×千人	
実績値	×千人	×千人	測定中	
社会的・文化的効果	<積算の考え方> ●●を基に・・・・・・・・。			
	<参考とする過去の目標値・実績値>			
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	×%	×%	×%	
実績値	×%	×%	測定中	

【効果検証の方法】

※地元の大学やシンクタンク等の外部の専門機関が実施する効果検証の方法についても記載

●●大学の協力を得て、上記の各指標を組み合わせた総合的な検証を実施する。検証に当たっては、●●大学が開発・運用している「●●●●●●●●」を用い・・・・・・・・。

(7) 令和3年度実施計画における芸・産学官連携・協力体制の状況

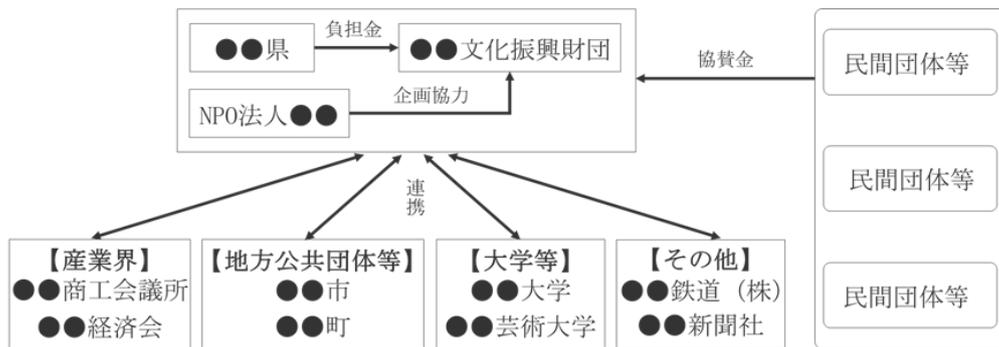
※協定書等を締結して連携している（又は連携を予定している）団体等について記載

連携する団体等の名称

芸術家・団体等	●●文化振興財団、NPO法人●●
産業界	●●商工会議所、●●経済会
大学等	●●大学、●●芸術大学
地方公共団体等	●●市、●●町
その他	●●鉄道株式会社、●●新聞社

【連携・協力内容】

※上記団体等との連携・協力内容を**実施体制図等を用いて**具体的に記載
特に実行委員会等を組織する場合は、組織構成や各構成員の役割等について詳細に記載



- 事業を●●文化振興財団、NPO法人●●と共同で実施する。
- 商工会議所、●●経済会と連携して●●事業の広報活動を行い、協賛金確保に努める。
- 大学、●●芸術大学の研究室と連携し、●●●●を行う。また、インターンシップの受け入れを行う。
- 会場となる●●市・●●町の●●事業と連携・協力を図る。
- 他部局である●●部の●●施策との連携・協力を図る。
- 鉄道株式会社・●●新聞社とタイアップし、観光需要喚起に向けたPRを行う。

9. 参考情報（※審査・評価対象外）

(1) 「日本博」参画プロジェクトへの応募の有無	<input type="checkbox"/> あり / <input checked="" type="checkbox"/> なし
(2) 芸術文化振興基金への応募の有無	<input type="checkbox"/> あり / <input checked="" type="checkbox"/> なし
※実施計画に、令和3年度芸術文化振興基金に応募した事業・取組が含まれる場合は、「あり」を選択し、当該応募に係る助成対象活動名を記載してください。（「あり」を選択した場合で、本事業と芸術文化振興基金ともに採択となったときは、どちらの補助を受けるかを選択していただけます。）	
応募した助成対象活動名	
(3) 新国立劇場との連携公演	<input type="checkbox"/> あり（公演名： ） / <input checked="" type="checkbox"/> なし
(4) 申請済（又は申請予定）の文化プログラム認証	
①東京2020公認プログラム	<input type="checkbox"/> 申請済（認証番号： ） / <input type="checkbox"/> 申請予定あり / <input checked="" type="checkbox"/> 申請予定なし
②東京2020応援プログラム	<input type="checkbox"/> 申請済（認証番号： ） / <input type="checkbox"/> 申請予定あり / <input checked="" type="checkbox"/> 申請予定なし
③beyond2020	<input type="checkbox"/> 申請済（認証番号： ） / <input type="checkbox"/> 申請予定あり / <input checked="" type="checkbox"/> 申請予定なし
(5) 文化芸術政策の実績	
①創造都市ネットワーク日本に加盟	加盟年月日
②ユネスコ創造都市ネットワークに加盟	加盟年月日
③文化芸術創造都市で文化庁表彰を受彰	受彰年度
④東アジア文化都市採択地方公共団体	採択年度

●●県
【収支予算書】

(収入の部)

国庫補助額の5分の1以上の金額が必要

収入元や内訳(入場料、物品販売等)を記載してください。

(単位:円)

区分	金額	備考	
申請者自己負担額	54,474,000		
共催者等負担額	775,000		
自己収入	補助金・助成金	0	
	寄附金・協賛金	1,200,000	協賛×社 ××円
	事業収入	3,000,000	入場料××円、ガイドブック販売××円
	その他	0	
自己収入計	4,200,000		
小計(A)	59,449,000		
国庫補助額	38,000,000	補助対象経費(D)の2分の1以内の額。応募時は千円未満切捨て	
合計(B)	97,449,000		

(支出の部)

(単位:円)

区分	細目	予定額	備考
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費	0
		音楽費	0
		文芸費	0
	舞台・会場・設営費	舞台費	0
		作品借料	0
		上映費	0
		会場費	0
		運搬費	0
	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	0
		旅費	0
		報償費	0
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	0
		消耗品費	0
		通信費	0
会議費		0	
委託費・補助金	委託費		
	補助金	96,999,000	
小計(C)		96,999,000	
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額		0	
補助対象経費計(D)		96,999,000	
補助対象外経費	出演・音楽・文芸費	出演費	0
		音楽費	0
		文芸費	0
	舞台・会場・設営費	舞台費	0
		作品借料	0
		上映費	0
		会場費	0
		運搬費	0
	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	0
		旅費	120,000
		報償費	0
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	100,000
		消耗品費	0
		通信費	0
会議費		0	
その他	0		
委託費・補助金	委託費・補助金	230,000	
小計(E)		450,000	
合計(F)		97,449,000	

●●県
【内訳書1】
(収入の部)

収入 事業別

区分	内訳書	2-1	2-2	2-3
	事業識別	補助事業者以外	補助事業者以外	補助事業者以外
	執行団体名	●●文化振興財団	●●文化振興財団	●●文化振興財団
事業名 (取組名)	●●交響楽団演奏会 ワークショップ	●●交響楽団演奏会	●●交響楽団の子ども 向けコンサート	
申請者自己負担額		1,000,000	2,000,000	1,500,000
共催者等負担額		775,000	0	0
自己 収入	補助金・助成金	0	0	0
	寄附金・協賛金	0	1,200,000	0
	事業収入	0	3,000,000	0
	その他	0	0	0
	自己収入計	0	4,200,000	0
小計(A)		1,775,000	6,200,000	1,500,000
国庫補助額		1,500,000	1,000,000	730,000
合計(B)		3,275,000	7,200,000	2,230,000

(単位:円)

予算額 合計
54,474,000
775,000
0
1,200,000
3,000,000
0
4,200,000
59,449,000
38,000,000
97,449,000

(支出の部)

区分	費目	内訳書	2-1	2-2	2-3
			●●文化振興財団	●●文化振興財団	●●文化振興財団
			●●交響楽団演奏会 ワークショップ	●●交響楽団演奏会	●●交響楽団の子ども 向けコンサート
補助対象経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	1,000,000	1,500,000	100,000
		音楽費	0	0	0
		文芸費	400,000	1,400,000	200,000
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	0	0	0
		作品借料	0	0	0
		上映費	0	0	0
		会場費	400,000	1,250,000	150,000
		運搬費	0	0	0
	賞金・ 旅費・ 報償費	賞金・共済費	0	1,800,000	0
		旅費	150,000	800,000	120,000
		報償費	0	0	500,000
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	145,000	250,000	100,000
		消耗品費	0	0	60,000
		通信費	0	0	0
		会議費	0	0	0
	委託費・補助金	委託費	1,150,000	0	1,000,000
		補助金	0	0	0
	小計(C)		3,245,000	7,000,000	2,230,000
消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額					
補助対象経費計(D)		3,245,000	7,000,000	2,230,000	
補助対象外経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0
		音楽費	0	0	0
		文芸費	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	0	0	0
		作品借料	0	0	0
		上映費	0	0	0
		会場費	0	0	0
		運搬費	0	0	0
	賞金・ 旅費・ 報償費	賞金・共済費	0	0	0
		旅費	0	0	0
		報償費	0	0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	0	0
		消耗品費	0	0	0
		通信費	0	0	0
		会議費	0	0	0
		その他	30,000	0	0
	委託費・補助金	委託費	0	0	0
		補助金	0	0	0
小計(E)		30,000	0	0	
合計(F)		3,275,000	7,000,000	2,230,000	

(単位:円)

予算額 合計
31,000,000
540,000
30,274,000
9,420,000
500,000
500,000
7,350,000
1,000,000
2,200,000
3,300,000
4,000,000
2,640,000
100,000
25,000
0
4,150,000
0
96,999,000
0
96,999,000
0
0
0
0
0
0
120,000
0
300,000
0
0
0
0
0
30,000
0
0
450,000
97,449,000

●●県

【内訳書】

2-1	執行 団体名	●●文化振興財団
	事業名 (取組名)	●●交響楽団演奏会ワークショップ

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
3,245,000	30,000	3,275,000

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価)	× (数量)	(単位)	× (数量)	(単位)	+	(調整額)	= (金額)	補助 対象外
1	出演・音楽・文芸費	出演費	楽団出演料	200,000	5	回					1,000,000	
2	出演・音楽・文芸費	文芸費	企画制作料	400,000	1	式					400,000	
3	賃金・旅費・報償費	旅費	楽団旅費	30,000	5	回					150,000	
4	舞台・会場・設営費等	会場費	会場借料	80,000	5	回					400,000	
5	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	ポスター印刷	300	150	枚					45,000	
6	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	チラシ印刷	10	10,000	枚					100,000	
7	雑役務費・消耗品費等	その他	ケータリング代	30,000	1	式					30,000	○
8	委託費・補助金	委託費	ステージ制作	1,150,000	1	式					1,150,000	
9											0	
10											0	
11											0	
12											0	
13											0	
14											0	
15											0	
16											0	
17											0	
18											0	
19											0	
20											0	
21											0	
22											0	
23											0	
24											0	
25											0	
26											0	
27											0	
28											0	
29											0	
30											0	
31											0	
32											0	
33											0	
34											0	
35											0	
36											0	
37											0	
38											0	
39											0	
40											0	
41											0	
42											0	
43											0	
44											0	
45											0	
46											0	
47											0	
48											0	
49											0	
50											0	
51											0	
52											0	
53											0	
54											0	
55											0	
56											0	
57											0	
58											0	

1件当たり百万円以上の委託費又は補助金
については、別途、委託費・補助金内訳書を
作成してください。

●●県

【委託費・補助金内訳書】

2-1-1	執行 団体名	株式会社 ●●
	事業名 (取組名)	●●交響楽団演奏会ワークショップ(ステージ制作)

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
1,150,000	0	1,150,000

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価)	× (数量)	(単位)	× (数量)	(単位)	+	(調整額)	=	(金額)	補助 対象外
1	舞台・会場・設営費	舞台費	ステージ制作費	710,000	1	式						710,000	
2	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	アルバイト賃金	8,100	5	人	6	日				243,000	
3	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	一般管理費	953,000	0.10	%						95,300	
4	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	消費税	1,048,300	0.10	%				-3,130		101,700	
5												0	
6												0	
7												0	
8												0	
9												0	
10												0	
11												0	
12												0	
13												0	
14												0	
15												0	
16												0	
17												0	
18												0	
19												0	
20												0	
21												0	
22												0	
23												0	
24												0	
25												0	
26												0	
27												0	
28												0	
29												0	
30												0	
31												0	
32												0	
33												0	
34												0	
35												0	
36												0	
37												0	
38												0	
39												0	
40												0	
41												0	
42												0	
43												0	
44												0	
45												0	
46												0	
47												0	
48												0	
49												0	
50												0	
51												0	
52												0	
53												0	
54												0	
55												0	
56												0	
57												0	
58												0	

IX. Q & A

1. 芸術団体や実行委員会なども事業の実施主体になることはできますか。

芸術団体や実行委員会なども共同の実施主体になることはできますが、地方公共団体が共催している、あるいは実行委員会に参画しているなど、地方公共団体も必ず実施主体に含まれていなければなりません。

2. 地方公共団体が後援する事業も補助対象となりますか。

補助対象となりません。

3. 事業を実施するに当たって実行委員会を組織する場合、事業に必要な経費を実行委員会へ負担金として給付することは認められますか。

認められます。補助事業者である地方公共団体は、実行委員会に事業の全部又は一部を実施させる場合、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができます。

4. 複数の事業・取組を含む計画を応募した場合、一部が採択されないこともありますか。

審査の結果、一部の事業・取組が不採択となる可能性はあります。

5. 複数年度の事業計画を立てた場合、1年目が採択されれば、2年目以降も自動的に採択されるのでしょうか。

審査及び採択は実施年度ごとに行いますので、1年目が採択された場合であっても、2年目以降の採択が保証されるものではありません。

6. 実施期間の終期は、いつ頃に設定すれば良いですか。

経費の精算業務終了後1月以内とし、速やかに実績報告をしてください。

7. 「日本博」の総合テーマ（「日本人と自然」）との関連はどのように記載すれば良いですか。

実施計画全体の目的や、実施計画における令和3年度の具体的な事業・取組について、「日本博」の総合テーマと関連している部分を記載してください。

なお、具体的な事業・取組においては、地域の歴史・自然を題材とした芸術祭、古くから伝わる技術を活かした伝統的な工芸品の展示、その土地の素材で製作した衣装を用いた演劇公演、日本人の心や自然を表現するコンサート等、様々な関連が考えられます。

8. 文化財や生活文化等とはどのようなものを想定していますか

文化芸術基本法第10条～第14条に規定するもののうち、我が国の伝統的な文化を想定しております。なお、国や地方公共団体の指定の有無は問いません。

<文化芸術基本法（抄）>

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

9. 文化財や生活文化等を活用した取組例を教えてください。

茶道・華道の体験や民俗芸能の公演など、生活文化等を中核として活用する取組や、歴史ある建物でのコンサートの開催や現代アートの展示など、文化財を会場として活用する取組のほか、アニメフェスなど高い集客力のある事業の参加者を地域の文化財等へ直接誘導する取組（パッケージツアー）などが挙げられます。

10. 文化財や生活文化等の活用は、補助対象とする事業・取組の中で行う必要がありますか。

必ずしもその必要はありません。例えば、地方公共団体の観光部局等が独自の予算で行う文化財見学ツアーとの連携によるパッケージ化なども活用の一つとして考えられますので、具体的な連携内容を実施計画書に記載してください。

11. 応募した実施計画の中に、「日本博」の総合テーマとの関連や、文化財や生活文化等の活用等、実施計画上必須として挙げられている要件（P3.「I. 事業概要 5.『文化資源活用推進事業 実施計画』の策定（1）実施計画の要件」参照）を満たさない事業・取組が含まれている場合は不採択となりますか。

実施計画における事業・取組の中に、「日本博」の総合テーマとの関連がないものや、文化財や生活文化等を活用しないものが含まれることをもって、直ちに不採択になるということはありません。

12. これまで実施してきた文化芸術事業も補助対象になりますか。

これまで実施してきたものであっても、「日本博」の開催を契機に、内容を見直し、磨き上げを行うようなものは補助対象となります。

13. 補助事業者となる地方公共団体の行政区域外での公演も補助対象になりますか。

原則、補助事業者の行政区域内で行う公演等が補助対象となります。なお、近接する他の地方公共団体との共催事業を行う場合など、補助事業者の行政区域外での公演等を予定している場合には、事前に文化庁までお問い合わせください。

14. 展覧会等で、事業の実施が次年度に係る場合の準備経費の取扱いを教えてください。

次年度の事業に関する準備経費は、補助対象期間として認められた期間に実施する事業の経費としては一切計上できません（補助対象外経費としての計上も不可）。

15. 実施計画書に記載した内容が交付申請書提出時に変更となった場合、どのように報告をすれば良いですか。

所定の様式に変更となった箇所とその理由を記載し、交付申請書とともに提出してください。具体的な手続は、採択後に御案内します。なお、大幅な計画の変更は認められないので御留意ください。

16. 補助金の支払い時期はいつ頃ですか。

補助金の支払は、原則として事業完了後の精算払を予定しております。

17. 繰越しや文化芸術のための基金へ投入することは認められますか。

繰越し及び基金への投入は認められません。

18. 実行委員会や委託先に文化庁から直接本補助金を支払うことは可能ですか。

できません。

19. 委託費や間接補助金の内訳は、どの程度まで明らかにする必要がありますか。

委託費一式、ではなく、費目ごと明らかにするようにしてください。再委託についても、費目がいくつかに分かれているもの（公演委託等）は、費目ごと明らかにする必要があります。内訳書は、文化庁の様式で作成してください。

20. 委託費が契約額と決算額で異なった場合は、どのように報告をすれば良いのですか。

変更契約書や戻入処理をしたことが分かる書類等、決算額と一致する証憑書類を実績報告書類とともに提出してください。なお、補助対象経費が交付申請時から20%以上変動する場合は、事前に計画変更承認申請書の提出が必要となりますので御留意ください。

21. スイートルーム、特別室などへの宿泊費も補助対象経費になりますか。

宿泊費については、当該地域におけるビジネスホテル（シングル）の一般的な料金が補助対象経費となり、これを超える経費については、補助対象外経費としてください。

22. 実施事業への協力をお願いする際、手土産を持参したり、会食を行ったりしたいのですが、これらに係る費用は補助対象経費になりますか。

手土産代や飲食費は交際費・接待費に当たるため、補助対象経費に計上することはできません。

23. 食に関するフォーラム等で試食を出す等、事業に付随して食材費が発生する場合、補助対象経費に計上することはできますか。

飲食に係る経費は、事業に付随するものであっても、補助対象経費に計上することはできません。

24. 物品販売等に関する経費を補助対象経費に計上できますか。

物品販売等に関しては、その事例ごとに経費の計上の適否について検討する必要がありますので、事前に文化庁までお問い合わせください。

なお、物品販売に限らず、発生した収入は、必ず申告してください。

25. 同一の事業を「日本博」の他の委託事業・補助事業と併願することは可能ですか。

他の「日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業」（イノベーション型プロジェクト、主催・共催型プロジェクト、国際的文化的フェスティバル展開推進事業、地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業）に併願することはできませんので御留意ください。

26. 申請書様式の改変や、各項目の記載における画像・図表等の使用は可能ですか。

指定した様式の改変（項目の順番入れ替えや文字ポイントの変更）はできませんが、記載内容に応じて枠を拡大することは可能です。

画像や図表等を用いることは可能ですが、提出書類中「8. 令和3年度の実施計画（7）令和3年度実施計画における芸・産学官連携・協力体制の状況」に使用する実施体制図等を除く部分について、計10点程度までとしてください。

27. 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた事業の実施とはどのようなものがありますか。

例として以下のようなものが挙げられますが、これに限らず、実施事業の特性や活用可能な文化資源、連携可能な団体・人材などを加味した上で柔軟に御検討ください。

- ・ 文化芸術活動の発信を目的とする多言語対応型オンラインコンテンツの作成・インターネット配信等
- ・ IoT（Internet of Things）やVR（仮想現実）・AR（拡張現実）などのICT（情報通信技術）を活用することで、3密を回避しながら文化芸術に係る体験の共有を可能とする取組

X. 事業に関する問合せ及び相談先

補助対象経費や様式等記載上の疑問点等についてのお問合せや御相談がある場合は、応募書類の提出期間終了後も含めて随時承りますので、下記担当まで御連絡ください。

文化庁地域文化創生本部 暮らしの文化・アートグループ

TEL : 075-330-6737 (直通)

E-mail : kurashi@mext.go.jp